（前のページより続き）

○健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件（同五二五）　一六一
○日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額を定める件（同五二六）　一六二
○国民年金法施行規則第二条第一項第六号の規定に基づき日本国内に住所がない者であって厚生労働大臣が定めるものを定める件（同五二七）　一六三
○国民年金法施行令第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める地を定める件（同五二八）　一六三
○国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間を定める件（同五二九）　一六四
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める件（同五三〇）　一六三
○国民年金法施行令第十条第二項の規定に基づき保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件（同五三一）　一六五
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額を定める件（同五三二）　一六六
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（同五三三）　一六七
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示を廃止する件（同五三四）
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の厚生労働大臣が指定する事業を指定する件の一部を改正する件（同五三五）　一六七
○雇用保険法施行令第三条第四号に規定する厚生労働大臣が定める訓練又は講習を定める件（同五三六）
○厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法を定める件の一部を改正する件（同五三七）　一六八
○厚生労働大臣が指定する地方運輸局の支局等を定める件（同五三八）
○雇用保険法の規定に基づき厚生労働大臣が定めるみなし賃金日額の算定の方法を定める件の一部を改正する件（同五三九）

府令・省令

○内閣府令・厚生労働省令第十三号

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百二条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　直人
厚生労働大臣　長妻　昭

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府令・厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第七号11①の表中

46,000円		
46,001円～50,999円		
51,000円		

を

46,000円		
46,001円～50,999円		
51,000円		

に改める。

様式第七号11②の表中

23,000円		
23,001円～25,499円		
25,500円		

を

23,000円		
23,001円～25,499円		
25,500円		

に改める。

附　則

この命令は、平成二十二年一月一日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百五十九号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第四項及び美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第六項の規定に基づき、理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭